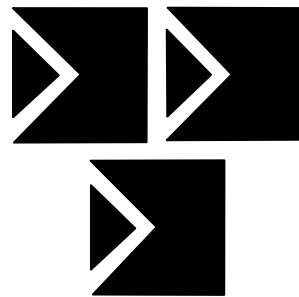


習志野市国土強靱化 アクションプラン



令和 3 年 3 月
(令和 7 年 3 月変更)

習 志 野 市

第1章 アクションプランの基本事項

1 アクションプランの策定趣旨

習志野市国土強靱化地域計画（以下「市強靱化計画」という。）の実行性を確保し、国土強靱化の取組を着実に推進するため、各種分野別計画等に応じた数値目標等を活用して、適切に進捗管理を実施する必要がある。

そのため、習志野市国土強靱化アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）では、市強靱化計画に基づき、市基本計画や各種分野別計画との整合を勘案し、国土強靱化のための具体的事業を位置づけることとする。

2 アクションプランの計画期間

アクションプランの計画期間は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。

3 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策

令和2年12月11日に閣議決定された、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」では、防災・減災、国土強靱化に関する課題への備えが「未だ十分でない」とし、令和3年度から7年度までの5か年で「重点的かつ集中的に対策を講ずることとする」とされた。

このことを受け、各種取組を効率的に実施することはもとより、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、官民が適切に連携、役割分担しながら取り組むこととする。

重点的に取り組むべき対策

1. 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策
 - (1) 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策
 - (2) 交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策
2. 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策
3. 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進
 - (1) 国土強靱化に関する施策のデジタル化
 - (2) 災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化

4 市強靱化計画における基本目標

基本目標

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧・復興

5 市強靱化計画における事前に備えるべき目標

事前に備えるべき目標

- 1 大規模自然災害等が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる
- 2 大規模自然災害等発生直後から、救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- 3 大規模自然災害等発生直後から、必要不可欠な行政機能を確保する
- 4 大規模自然災害等発生直後から、必要不可欠な情報通信機能を確保する
- 5 大規模自然災害等が発生しても、経済活動(サプライチェーン含む)が機能不全に陥らない
- 6 大規模自然災害等発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限のライフラインを確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 7 制御不能な二次災害を発生させない
- 8 大規模自然災害等発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

6 強靱化計画におけるリスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)

基本目標	事前に備えるべき目標	リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態) ※着色項目は重点化すべきリスクシナリオとする。
Ⅰ 人命の保護 が最大限図ら れること	1 大規模自然災害等が 発生したときでも、 人命の保護が最大限 図られる	1-1 住宅・施設・交通施設等の倒壊や、住宅密集地等における 火災等による死傷者の発生
		1-2 豪雨、強風、広域かつ長期的な市街地等の浸水等による 死傷者の発生
Ⅱ 市及び社会 の重要な機能 が致命的な障 害を受けずに 維持されるこ と		1-3 土砂災害等による死傷者の発生
1-4 積雪に伴う交通麻痺や住宅等の倒壊等による死傷者の発生		
1-5 情報伝達の不備等に伴う避難行動遅延等による死傷者の発生		
Ⅲ 市民の財産 及び公共施設 に係る被害の 最小化	2 大規模自然災害等発 生直後から、救助・救 急、医療活動等が迅 速に行われる	2-1 食料・飲料水等の生命維持に関わる物資供給の停止
		2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の 絶対的不足
	Ⅳ 迅速な復旧・ 復興	2-3 救助・救急、医療活動等へのエネルギー供給の停止
		2-4 救助・救急、医療活動(施設含む)等の絶対的不足、 支援ルート途絶等による機能麻痺
		2-5 大規模自然災害等の発生と感染症等の大規模な流行の併発
		2-6 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生
3 大規模自然災害等発 生直後から、必要不 可欠な行政機能を確 保する	3-1 行政機関等の職員・施設等の大幅な機能低下	
	3-2 警察機能等の大幅低下による治安の悪化、社会の混乱	
4 大規模自然災害等発 生直後から、必要不 可欠な情報通信機能 を確保する	4-1 電力供給機能(通信インフラ)の麻痺・長期停止	
	4-2 テレビ放送等の中断等により災害情報が必要な者に 伝達できない事態	
5 大規模自然災害等が 発生しても、経済活 動(サプライチェーン 含む)が機能不全に陥 らない	5-1 食料等の安定供給の停滞	
	5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・ サプライチェーンの維持への甚大な影響	
	5-3 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	
6 大規模自然災害等発 生後であっても、生 活・経済活動に必要最 低限のライフライン を確保するととも に、これらの早期復 旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク(送配電設備等)や都市ガス、水道、 下水道、石油・LPガスサプライチェーン等の機能停止	
	6-2 地域交通網の長期間にわたる機能停止	
	6-3 汚水処理施設・廃棄物処理施設等の長期間にわたる機能停止	
7 制御不能な二次災害 を発生させない	7-1 大規模火災による二次災害	
	7-2 交通麻痺による二次災害	
	7-3 有害物質の流出による二次災害	
8 大規模自然災害等発 生後であっても、地 域社会・経済が迅速に 再建・回復できる条件 を整備する	8-1 地域コミュニティや基幹インフラの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が遅れる事態	
	8-2 災害廃棄物の処理停滞により復旧・復興が遅れる事態	
	8-3 地盤沈下等による浸水被害により復旧・復興が遅れる事態	

7 具体的な取組事業

市強靱化計画の第4章のIで示した対応策に関して、国庫補助事業等を活用して実施予定の具体的事業については以下のとおりとする。

該当する対応策	事業名等 (基本的に実施計画の事業名とする)	事業概要 (実施計画または個別計画の内容とする)	実施時期 (予定)	担当課
② 避難施設の充実	災害用マンホールトイレ整備事業	マンホールトイレの整備により、避難施設におけるトイレ機能を確保する。	—	施設再生課 教育総務課 危機管理課
② 避難施設の充実	防災公園整備における 災害用マンホールトイレ整備事業	マンホールトイレ等の整備により、避難施設におけるトイレ機能を確保する。	～令和 14 年度	公園緑地課
② 避難施設の充実	小中高等学校体育館空調整備事業	避難所となる小中高等学校の体育館に空調（エアコン）を設置する。	～令和 8 年度	教育総務課 施設再生課
③ 迅速な復旧・復興及び 二次被害防止に向けた体制整備	道路附属物修繕事業	長寿命化修繕計画に基づく適切な修繕・維持管理を実施し、災害時の通行を確保する。 ・擁壁・法面 38 カ所 全体事業費 2 億 6 千万円	～令和 10 年度	道路整備課
③ 迅速な復旧・復興及び 二次被害防止に向けた体制整備	道路舗装維持管理計画事業	維持管理計画に基づく適切な修繕・維持管理を実施し、災害時の通行を確保する。 ・市道約 70 km 全体事業費 3 億 9 千万円	～令和 11 年度	道路整備課
③ 迅速な復旧・復興及び 二次被害防止に向けた体制整備	水道施設耐震化事業	安全で安定的な水循環の実現に必要不可欠な水道施設の強靱化を図る。	—	(企)ガス水道供給課
③ 迅速な復旧・復興及び 二次被害防止に向けた体制整備	公共下水道ストックマネジメント事業	下水道施設の点検・調査・修繕・改築を計画的に実施し、施設全体の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減化を図る。	～令和 9 年度	(企)下水道課
③ 迅速な復旧・復興及び 二次被害防止に向けた体制整備	上下水道耐震化事業	上下水道の急所となる施設や、避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等について、一体的に耐震化を推進する。	～令和 11 年度	(企)ガス水道建設課 (企)ガス水道 供給課 (企)下水道課
⑥ 公共施設・設備の防災性向上	避難施設となる体育館トイレの改修	災害に強いまちづくりを進めるため、避難所とし指定している避難施設の体育館トイレの改修を推進する。	—	施設再生課 教育総務課
⑥ 公共施設・設備の防災性向上	鷺沼小学校建設事業	老朽化した狭隘な鷺沼小学校の建替え用地を新市街地に求めるにあたり、第一避難所及び一時避難場所としての役割を継承するとともに、防災・減災機能を拡張すべく取り組む。 ・第一避難所及び一時避難場所の整備 ・防災倉庫の整備等 【鷺沼特定土地区画整理事業関連】	～令和 10 年度	教育総務課 施設再生課
⑥ 公共施設・設備の防災性向上	大久保小学校校舎改築事業	老朽化した校舎及び体育館の建替えを実施し、教育環境及び避難施設の整備を図る。	～令和 8 年度	教育総務課 施設再生課
⑥ 公共施設・設備の防災性向上	大久保東小学校校舎改築事業	老朽化した校舎及び体育館の建替えを実施し、教育環境及び避難施設の整備を図る。	～令和 12 年度	教育総務課 施設再生課
⑥ 公共施設・設備の防災性向上	第二中学校校舎改築事業	老朽化した校舎の建替えを実施し、教育環境の整備を図る。	～令和 7 年度	教育総務課 施設再生課

⑥ 公共施設・設備の防災性向上	屋敷小学校長寿命化改修事業	老朽化した校舎及び体育館の長寿命化改修を実施し、教育環境及び避難施設の整備を図る。	～令和 7 年度	教育総務課 施設再生課
⑥ 公共施設・設備の防災性向上	藤崎小学校長寿命化改修事業	老朽化した校舎及び体育館の長寿命化改修を実施し、教育環境及び避難施設の整備を図る。	～令和 11 年度	教育総務課 施設再生課
⑥ 公共施設・設備の防災性向上	袖ヶ浦東小学校大規模改修事業	老朽化した校舎及び体育館の大規模改修を実施し、教育環境及び避難施設の整備を図る。	～令和 7 年度	教育総務課 施設再生課
⑥ 公共施設・設備の防災性向上	新清掃工場建設計画等検討事業	清掃工場の更新にあたっては、廃棄物処理施設の整備状況や社会環境の変化などを踏まえて 強靱化を図り、廃棄物処理体制の核とする。 ・新清掃工場	～令和 13 年度	環境政策課 ※令和 7 年 4 月 1 日から 「新清掃工場建設課」
⑥ 公共施設・設備の防災性向上	(仮称)茜浜一般廃棄物最終処分場用地 管理事業	習志野市災害廃棄物処理計画の中で、災害廃棄物の置き場として位置付けているが、2011 年に発生した東日本大震災により発生した災害土砂をやむを得ず仮置きしている状態であ る。今後の災害発生に備え、災害土砂の搬出方法を検討し、実行する。	～令和 13 年度	クリーン推進課
⑦ 民間施設・設備 (社会福祉施設、児童福祉施設含む) の防災性向上	木造住宅耐震化促進事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)	耐震化に関する普及啓発、耐震診断費補助、耐震改修費補助を行う。	—	建築指導課
⑦ 民間施設・設備 (社会福祉施設、児童福祉施設含む) の防災性向上	危険コンクリートブロック塀等 安全対策費補助事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)	地震により倒壊の恐れのある危険コンクリートブロック塀等の撤去に要する費用の補助を行 う。	—	建築指導課
⑦ 民間施設・設備 (社会福祉施設、児童福祉施設含む) の防災性向上	民間認可保育所等施設整備補助事業 (認定こども園施設整備交付金)	子どもを安心して育てることができる体制整備を図るため、民間認可保育所等の施設整備に 要する経費の一部を補助する。	—	こども政策課
⑧市街地の防災性向上	空家等対策事業	地震等の災害発生時の倒壊等による危険を防ぐため、管理が不十分な空き家や老朽化した空 き家の所有者等に対して適正管理や改善を促すなど、空き家対策を推進する。	—	防犯安全課
⑧ 市街地の防災性向上 ⑨ 道路・橋りょう等の防災性向上	鷺沼特定土地区画整理事業	防災・減災機能を拡張し、周辺地域の防災拠点となる新市街地を形成する。 あわせて、土地区画整理事業区域内の都市計画道路 3・4・9 号線及び 3・4・24 号線を整備す ることにより、災害時の避難路及び緊急車両進入路の改善を図るとともに、市内外の道路網 を形成しアクセス性の向上を図る。 また、都市計画道路及び区画道路における無電柱化の整備を行うことにより、防災機能の向 上を図る。 ・施行地区面積：約 37.0ha ・3・4・9 号線：L=634m、W=19～22m ・3・4・24 号線：L=473m、W=16～19m ・区画道路：L=8,527m、W=4～12.5m 全体事業費 167 億 4,800 万円	～令和 13 年度	区画整理課
⑨ 道路・橋りょう等の防災性向上	橋梁長寿命化修繕計画事業	長寿命化修繕計画に基づく適切な修繕・維持管理を実施し、災害時の通行を確保するため耐 震化を図る。 ・23 橋 全体事業費 45 億円	～令和 13 年度	道路整備課

⑨ 道路・橋りょう等の防災性向上	歩道橋長寿命化修繕計画事業	長寿命化修繕計画に基づく適切な修繕・維持管理を実施し、災害時の通行を確保するため耐震化を図る。 ・ 8 橋 全体事業費 6 億 5 千万円	～令和 8 年度	道路整備課
⑨ 道路・橋りょう等の防災性向上	都市計画道路 3・4・4 号線整備事業	都市計画道路 3・4・4 号線を整備することにより、災害時の避難路及び緊急車両進入路の改善を図るとともに、市内外の道路網を形成しアクセス性の向上を図る。 (L=356m、w = 18m) 全体事業費 22 億 8 千万円	～令和 9 年度	街路建設課
⑨ 道路・橋りょう等の防災性向上	都市計画道路 3・4・8 号線整備事業	都市計画道路 3・4・8 号線を整備することにより、災害時の避難路及び緊急車両進入路の改善を図るとともに、市内外の道路網を形成しアクセス性の向上を図る。 併せて、路線の無電柱化を実施し防災機能の向上を図る。 (L = 322m、W = 18～21m) 全体事業費 19 億 8 千万円	～令和 8 年度	街路建設課
⑨ 道路・橋りょう等の防災性向上	都市計画道路 3・4・9 号線整備事業	都市計画道路 3・4・9 号線を整備することにより、災害時の避難路及び緊急車両進入路の改善を図るとともに、鷺沼特定土地区画整理事業区域からの交通結節点となる駅へのアクセス性の向上を図る。併せて、路線の無電柱化を実施し、防災機能の向上を図る。 【鷺沼特定土地区画整理事業関連】 (L=175m、W = 19～22m) 全体事業費 16 億 2 千万円	～令和 11 年度	街路建設課
⑨ 道路・橋りょう等の防災性向上	都市計画道路 3・4・11 号線整備事業	都市計画道路 3・4・11 号線を整備することにより、災害時の避難路及び緊急車両進入路の改善を図るとともに、市内外の道路網を形成しアクセス性の向上を図る。 (L=867m、W = 16～17m) 全体事業費 42 億 8 千万円	～令和 9 年度	街路建設課
⑩ 河川・排水施設等の防災性向上	河川関連施設改修事業・ 都市排水施設改修事業 (河川・調整池・雨水排水施設等整備)	災害に強いまちづくりを推進するため、調整池等の雨水排水施設を適正に維持管理するとともに、浸水被害を防止、軽減するための施設整備を行う。	—	都市政策課 (企)下水道課
⑩ 河川・排水施設等の防災性向上	鷺沼放流幹線整備事業	管路施設を整備することにより、鷺沼台地区の浸水被害の防除・軽減を図る。 実施箇所：鷺沼台 4 丁目から袖ヶ浦 5 丁目 (L=2.4km)	～令和 6 年度	(企) 下水道課
⑩ 河川・排水施設等の防災性向上	鷺沼排水区雨水管整備事業	鷺沼特定土地区画整理事業に伴い雨水管の整備を行う。 実施箇所：鷺沼 5 丁目 (L=0.3km) 【鷺沼特定土地区画整理事業関連】	～令和 8 年度	(企) 下水道課
⑫ 公園・緑地等の防災性向上	緑道橋長寿命化対策事業	適切な修繕・維持管理を行うとともに、落橋防止等の耐震化を図り、災害時でも避難経路を確保できる緑道橋とする。また、利用状況等から緑道橋の撤去を実施する場合は、撤去後における緑道の安全性を確保する。 ・ はなみずき橋 ・ ゆりのき橋 ・ あきにれ橋 ・ すずかけ橋 ・ 茜浜緑道橋 ・ 袖ヶ浦緑道橋 ・ 菊田川緑道橋	～令和 22 年度	公園緑地課

⑫ 公園・緑地等の防災性向上	公園維持管理事業	・公園の防災性を向上させるため、関連施設設備の維持・管理・整備・改修等を行う。	～令和 22 年度	公園緑地課
⑫ 公園・緑地等の防災性向上	近隣（防災）公園整備事業	・土地区画整理事業区域内にとどまらず、周辺地域の防災拠点としての機能を兼ね備えた防災公園を新市街地の整備に合わせて整備する。 【鷺沼特定土地区画整理事業関連】	～令和 13 年度	公園緑地課

